

# 地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費について

消費税率10%への引き上げに伴う地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策等に要する経費(人件費・事務費以外)に充てることとされています。  
 大山町一般会計における地方消費税交付金(増収分)の充当額等は以下のとおりです。

## 【歳入】

令和8年度予算 地方消費税交付金(増収分)
260,004 千円

## 【歳出】

社会保障4経費その他社会保障対策に要する経費
1,129,590 千円

## 【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

(単位 千円)

事業名	令和8年度 当初予算 額	財源内訳				
		特定財源			一般財源	
		国県支出 金	町債	その他	社会保障財 源化分の地 方消費税交 付金	その他
社会福祉費	588,263	411,427	0	6,161	130,100	40,575
特別医療給付事業	95,370	44,483		6,161	21,100	23,626
障害者自立支援事業	492,893	366,944			109,000	16,949
老人福祉費	12,985	0	0	3,700	2,902	6,383
老人施設入所措置事業	12,985			3,700	2,902	6,383
保健衛生費	104,318	10,251	0	5,554	23,000	65,513
予防接種事業	40,412	485		0	8,900	31,027
健康づくり推進事業	41,805	1,551		5,554	9,200	25,500
母子保健事業	22,101	8,215			4,900	8,986
児童福祉費	424,024	35,092	0	21,942	104,002	262,988
保育所運営事業	424,024	35,092	0	21,942	104,002	262,988
合計	1,129,590	456,770	0	37,357	260,004	375,459